

福島県連 共済



少ない掛け金で
大きな保障

月額
掛け金

300円

※毎月の掛け金は
所属組合を通して
納入していただきます。

入院
給付金
1日

「福島県連共済」の給付金と中建国保の傷病手当金を合わせると
12,000円～18,000円

万が一の時にも安心して治療に専念できる

「福島県連共済」は組合加入と併せて加入することになります。

給付内容

組合員本人の傷病及び不慮の事故
(労災事故・交通事故は対象外)による療養6日目以上の入院に対して、
6日目から1日につき最高65日間を限度として入院給付金を支給します。

30歳未満の組合員は
1日 10,000円 30歳以上の組合員は
1日 4,000円

給付の振込み

給付金は登録された口座に振り込みます。口座登録されていない場合は「給付支給申請書」の
「振込先口座届」に記入して加盟組合に提出してください。

給付の免除・制限

- 組合加入から3ヶ月間は待機期間となります。
- 事由発生から最初の5日間は給付を免責とします。
- 同一疾病(その疾病が原因となって発生するための疾病も含む)で再度申請があったときは、待機期間をとらず、
すでに支給した日数と合算して65日間を限度として支給します。
- 下記のいずれかに該当する場合は入院給付金を支給しません。
 - 1.故意の犯罪行為
 - 2.泥酔または著しい不行跡
 - 3.給付を受けたいが為に故意に負傷し、医師の指示に従わなかった場合。
 - 4.自殺及び自殺未遂の場合
 - 5.交通事故・労働災害の場合

給付申請手続き・制限

- 給付事由が発生した時は、所属組合にある「給付金申請書」を提出してください。
- 給付事由の発生の翌日から1年以内に組合に申し出てください。
- 建設国保に加入しない母体組合のみの加入者は、給付申請時に「傷病名及び入院日数」を証明する書類が必要です。
例えば、医療機関への領収書や保険会社への請求書等。傷病名及び入院日数を証明する書類がない場合は、給付金申請書に
医師の証明が必要となります。